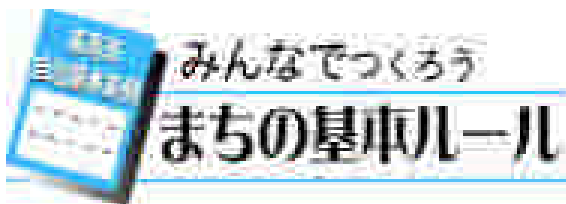


7月30日、8月12日に第9・10回自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、条例全体の姿などについて検討を行いました。今号では全体像をあらわす「前文(案)」の一部をお知らせします。



名寄市の自治基本条例 自治にかける意気込み

懇話会の意見交換から

前文案(一部掲載)

私たちが住む名寄市は名寄盆地にあつて、天塩川、名寄川に挟まれた自然豊かなまちです。

盆地特有の気候は美味しい農産物を育て、安定した大気は美しい満天の星空を私たちに贈ってくれています。そしてなによりも北国の厳しい自然は人の優しさと智慧、共生のこころを育みました。私たち名寄市民は先人から受けついで宝であるこの優しさと智慧を生かして、未来を担う子や孫の世代のためにこの豊かな自然環境を守り、すべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らせるまちをめざします。

そのためにはまず、私たち市民ひとりひとりが地方自治の本質を理解し、まちづくりの主体は市民であることを自覚して主体的・能動的にまちづくりに参加することが大切です。同時に、主権者である市民から信託を受けた市および市議会は、市民の基本的な権利を守るとともに、市民が持つ創造性や知識、感性を尊重し、市民と連携・協力してまちづくりをすすめる必要があります。

りません。また、名寄市は、独立した自治体として、主体的にまちづくりに取り組む自治・自立の理念を持つことが必要です。

このような基本理念に基づいて、私たちがまちづくりをすすめるためには、市民と市、市議会がまちづくりに必要な情報を共有すること、そして市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会が制度的に保証されなければなりません。そのために、私たちはここに、名寄市の最高規範としてこの条例を制定します。

自治にかける意気込み

前文では、市民の願いを指すまちの姿としてあらわしています。

また、これまで進めてきた総合計画づくりなどの市民参加によるまちづくりを今後も自治基本条例でしっかりと担保すること。そして地域のことは地域で考えていくことの大切さと決意を表明したいと考えます。

これからの検討は

名寄市のまちづくりを進める理念・原則などについて具体的な検討を進めています。

出前トークメニューに「自治基本条例って何だろう」を追加しました。ぜひご利用ください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎ 01654 2111 (内線3313)

✉ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp



今「地球環境」を考える… シリーズ最終号 地球温暖化 20世紀最大の負の遺産

森

林や湿地などの生態系は、大気中の有害な温室効果ガスを取り込む機能を持っています。これを保全・再生することは、温暖化対策としてはもちろん、生物多様性の保全にも効果がある大変重要な取り組みです。

地球温暖化による生物多様性への深刻な影響が指摘されるなか、自然の再生を通じた温暖化対策に、総力をあげて取り組むことが求められます。また、有害な温室効果ガスの排出を抑制するためには、エネルギーの大量消費に頼らない質素な暮らしと、徒歩と自転車と公共交通で暮らすことができる、コンパクトにまとまった簡素なまちづくりを進めていくことも重要だと思えます。

ま

ちを集約し、空いた土地に自然を再生することに より、温暖化対策と生物多様性の保全を進めながら、快適な住環境、子どもが自然とふれあえる場、隣人の顔が見えるコミュニティが創出され、まちの魅力の向上にもつながると考えます。

現在、世界的となつてきている環境問題は、地球温暖化をはじめとする地球環境への影響が確実に進行しており、人類の生存や社会へ大きな脅威となる懸念されています。これらの環境問題は、北海道やそこで暮らす私達と密接な関わりをもつていきます。

将

来世代にどんな地球を手渡すかは、私たちの行動にかかっています。国や地域、立場に関わらず、今を生きる私たちが一丸となつて温暖化の防止に取り組む必要があります。

できることから 始めてみませんか

7月に開催された、北海道洞爺湖サミットでの二酸化炭素の削減目標としての具体的な数値目標は、示されなかった。

問い合わせ 生活環境課
生活環境係 ☎ 01654 2111 (内線3122)

まちづくりの理念

前文

名寄市がめざすまちの姿、そのために最も大事なこと（理念）、条例をつくる目的などに名寄市の地域特性を盛り込みたいと考えています。

まちづくりの基本理念

前文で示す理念をわかりやすく示します。具体的には、まちづくりの主体は市民であるということと名寄市は自立する団体であるという2点を盛り込みたいと考えています。

定義

自治基本条例が多くの市民に同じように理解されるために言葉の意味を明らかにすることが必要だと考えています。

まちづくりの基本原則

まちづくりの主体は市民であるという住民自治の考え方や団体自治の理念によるまちづくりを進めるために大事なことを基本原則としています。具体的には市民全体の情報共有や市民がまちづくりに参加すること、市民相互、さまざまな団体との連携・協力の必要性について表したいと考えています。

基本原則にもとづく

